

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

#### 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

#### 六 変更の内容

第五条中「和光市水道部」を「和光市水道事業」に変更する。

第五条中「和光市建設部下水道課」を「和光市下水道事業」に変更する。

第十五条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第五十九条第二項中「前項の規定により清算金を分割徴収する場合に付すべき利子は年六％、また、分割交付する場合に付すべき利子は年六％とする。」を「前項の規定により清算金を分割徴収または分割交付する場合に付すべき利子は、法第百三条第四項の規定による公告（換地処分公告）があつた日の翌日における法定利率以内とする。」に変更する。

#### 七 変更認可の年月日

令和四年二月二十二日